

小さな「なぜ？」を発端に

① 「羽束師川」が「西羽束師川」と呼ばれるようになった？ ⇒忘れられた？「羽束師川」

「西〇〇」と付けられているときは、その東側に、それに対応する「東」が付くか付かないはあるとしても、「〇〇」というものがあるのでは、と思いませんか。

「羽束師川」の件は、都市計画基本図として作製された昭和10年のものやそれ以前の地形図に、現在の「西羽束師川支川」と「七間堀川」の位置にその名が記されており、「羽束師川」が「西羽束師川」になったのではありませんでした。

「羽束師川」は、明治時代の当該地域の主要河川で、主要道路の「久我躰」（現在の長岡京市久貝から久我橋方向に向かう道）と共に、京都府から整備費用の補助が出るという施設でした。

現在の「西羽束師川」は、洛西農業水利改良事業として幹線用水路・排水幹線水路工事を経て、都市小河川から都市基盤河川に位置付けられることとなり、当該地域の主要な河川となりました。

② 久我村の字、羽束師村の4つの大字のそれぞれの小字の位置は？ ⇒地図を作ってみた。

京都府立総合資料館（現在は「京都府立京都学・歴史彩館」となり、平成28年12月に一部開館）のホームページの「京の記憶アーカイブ」から、明治中期に作製されたであろうと思われる「官有地籍図」のデータを取得することができます。

今回、そのデータを基に、管内地域の合成図を作製し、京都市編入時の京都府告示と地名を比較しました。久我村では「外ノ割」と「川向」の2つの字が、羽束師村大字鴨川では「正泉寺」と「落合」の2つの小字が、それぞれ掲載されていないことが分かりました。

桂川の河川改修の際に、京都府が改修用地を買収しています。字や小字の区域のすべての民有地を買収されると、課税のための価格を決める必要がなくなるため土地台帳に登載されていた記録が消除されます。このため、公図も消除したのではないかと推測しています。現在は、官有地となった場合に登記がなくなるということはありませんので、同様のことが起こることはないと思います。

それでもなお、大字鴨川の区域では、京都府告示に「東浦」と「南川原」が掲載されていることについて、その経緯は不明のままです。

<参考にしてください>

京都市伏見区の不動産登記簿に関する資料は、京都府法務局伏見出張所が保管しています。

旧公図の写しを請求した際に、羽束師村大字鴨川の小学「正泉寺」と「落合」の旧公図は受け取ることができましたが、久我村の「外ノ割」と「川向」の旧公図は見当たらないということで、受け取ることができませんでした。

③ 明治5年8月に発布された学制により、組合立として設置された小学校の所在は、真福寺とあるが、真福寺はどこにあった？

⇒神川小学校とは別の場所に

京都府立総合資料館保管の「寺院明細帳」によれば、「真福寺」の所在地は「久我村字中開土」で、そこには地番表記はありませんが、「神川小学校百周年記念誌」には「字中開土12」と表記されています。

この「真福寺」は、明治41年に「妙法寺」と合併して現存しませんが、現在の神川小学校の位置は「字ダコウ」の区域ですから、神川小学校の位置に「真福寺」があったことはありえません。

神川神社の境内地の払い下げを受けて小学校を建てた際に、「真福寺」の門を移築したということが伝えられており、そのことで、お寺の場所が小学校になったように思われているのかと…

ちなみに、現在、神川小学校の所在地として「久我東町60-2」が使用されていますが、久我東町には「60番地2」という土地はありません。京都市編入前の「字ダコウ60番地の2」の地番表記をそのまま使用しているのではないかと推測しています（現在、京都市では「番地の」の「の」を付けない取扱いをしています。）。)

なお、羽束師古川町にある京都府羽束師団地の3号棟、4号棟の住所表示で使用されている地番も、土地の表示としてはありません（その旨は、神川出張所から京都府の住宅担当課にはお伝えしています。）。)

神川出張所だより 第5号
(平成29年2月発行)

発行 京都市伏見区役所神川出張所
住所 伏見区久我東町216番地
電話 075-921-0028
Fax 075-921-2829



京都市印刷物 第284992号